

診療所から始める 親と子への支援のために



医療機関における児童虐待対応マニュアル(診療所編)普及版

診療所・歯科診療所で気になる親子を診察した場合や、児童虐待を疑う状況に出会った場合に、診療所・歯科診療所と病院との既存の医療連携システムを利用して、「中核的な病院」等に患者として紹介することが、親と子への支援の第一歩です。

医療連携を利用した対応

●外傷などから身体的虐待を疑う場合や、体重増加不良や歯科診療所が口腔衛生の状況からネグレクトを疑う場合、病院での治療や精密検査が必要などの理由で、「中核的な病院」等に紹介します。児童相談所への通告が必要な場合には、「中核的な病院」等の病院が行います。



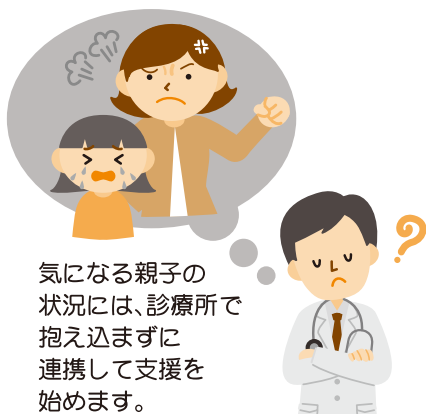
図. 医療連携を活用した診療所と病院とのネットワーク

●どのように対応したらよいかわからない場合や、自分一人では判断できないと感じる場合には、「中核的な病院」等の医療ソーシャルワーク部門(MSW部門)の担当者と受診を前提として相談することができます(図)。

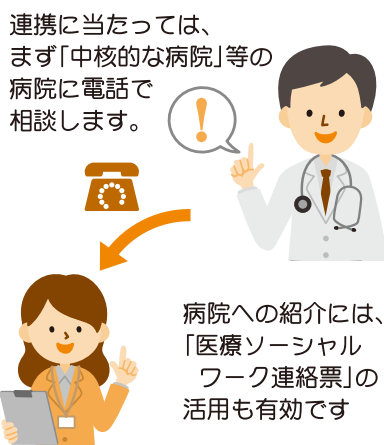
●「中核的な病院」等では、院内のネットワークが構成されており、受診前に連絡のある場合には、担当者は診療担当医や地域の関係機関と連絡調整を行い院内の体制を整えて対応することができます。

●乳幼児健診の未受診や予防接種の未実施などがあり、親や子どもの態度が気になる場合には、保健機関に連絡します。

どのような時に 支援が必要か



連携時に 有用な情報



「中核的な病院」等の 連絡先

愛知県児童虐待医療ネットワーク事業では、「拠点病院」とともに「中核的な病院」を設置しました。これらの病院が、医療連携として対応に応じます。



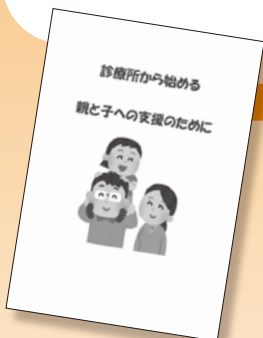
詳しくは、マニュアルをダウンロードしてください

1. 医療機関における児童虐待対応マニュアル(診療所編)

http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA_manual_clinic.pdf

2. 医療機関における児童虐待対応マニュアル(病院編)

http://www.achmc.pref.aichi.jp/sector/hoken/information/pdf/CA_manual_hospital.pdf
(ユーザー名:achemec パスワード:achemec)



気になる親子の状況には、診療所で抱え込まずに連携して支援を始めます。

病院への紹介や相談時のポイント



日常診療で出会う気になる親子への支援

- 「親が育児に疲れている様子がある」や「親が「どうしていいかわからない」など不安を訴える」などの場合
- 親が児にきつい口調で命令・罵倒する様子があるなどの親子の関係性が気になる場合
- まず、保健機関(保健所や保健センター)に連絡して対応を求めます。



体重増加不良やネグレクトが疑われる場合

- 明確な原因が不明な発育不全・体重増加不良
- 手術や輸血、ステロイド治療などを拒否するなどの医療ネグレクト
- 小児慢性疾病児(重度のアトピー性皮膚炎、気管支喘息、てんかん、1型糖尿病など)、低出生体重児、障害児などは、ネグレクトのリスク因子となる場合があります。



口腔衛生の不適切さの発見と対応

- 親や保護者が子どもの健全な成長に必要な歯科受診を意図的あるいは怠慢により行わないデンタルネグレクトの場合は、「中核的な病院」等との連携を視野に入れます。
- 幼児歯科健診や学校歯科健診は、口腔衛生の不適切さに気づく契機です。



外傷など身体的虐待が疑われる場合の対応

- 頭蓋内出血や熱傷、骨折などの外傷で説明に矛盾がある場合は、救急医療として、診療所から「中核的な病院」等の病院に紹介します。
- 診療所では、外傷が身体的虐待によるものかどうかについて親に問いたすことよりも、病院の受診に同意が得られることを優先します。



性的虐待・性化行動の相談への対応

- 性器あるいは肛門の裂傷や出血、性感染症、妊娠などは性的虐待の直接的な所見
- 子どもの性化行動^{*}に関する養護教諭や保育士から相談に園医や学校医として、児童精神科医等に紹介することができます。

※性化行動:性的虐待を受けたトラウマから生ずる年齢にそぐわない性的な言動や行動

- 対応に迷ったら、「中核的な病院」等(▶P4)に**電話で相談**します。
- 病院への紹介時には、診療情報提供書に加えて「医療ソーシャルワーク連絡票」(▶P3)を利用することができます。
- 医療ソーシャルワーク上の情報としては、親や家庭の困りごとや不安を持っている状況、子どもにとって不適切と考えられるような状況(**親や家庭の状況**)、親の養育が困難となるような**子どもの状況**、そして、親と子のかかわりの不自然さや偏った様子(**親子のかかわり方**)などが重要なポイントです。

医療ソーシャルワーク 連絡票

診療所 → 病院 下記の状況について診療情報提供書の参考資料として連絡します。

_____ 病院

医療ソーシャルワーク担当部署 御中

連絡日：平成 年 月 日

診療所名：

電話：() () () ファクス：() () ()

連絡担当者名：() 担当者の職種：医師・看護師・その他 ()

電話対応可能時間： 時～ 時

患者氏名：_____ ()歳 ()か月 (男児・女児)

医療ソーシャルワーク上の情報

・親や家庭の状況

・子どもの状況

・親子のかかわり方

- 上記の内容についても家族に伝えてあります。
- 上記の内容は、家族に伝えてありません。法に基づく通告の参考意見として記しました。

＜診療所確認事項＞

- 連絡票は病院への診療情報提供書とともに送付してください。
- 連絡票のみでは、診療情報提供料は算定できません。
- 連絡担当者名を記入してください。
- 状況確認のため、必要時に病院から電話連絡させていただく可能性があります。

病院 → 診療所 ご連絡ありがとうございました。下記の職員が担当いたします。

病院担当者 所属名：() 担当者名：()

連絡先

電話：() () () ファクス：() () ()

＜病院確認事項＞

- 担当医だけでなく、医療ソーシャルワーク部署に連絡票を届けてください。
- 患者受診後、担当者名などを記入し速やかに診療所に返送してください。

愛知県児童虐待防止医療ネットワーク事業における中核的な病院

所在地	医療機関名	担当部署	電話／FAX
名古屋市	名古屋第一赤十字病院	医療社会事業課	電話 052-481-5111 FAX 052-482-7733
	名古屋第二赤十字病院	医療社会事業課	電話 052-832-1121 FAX 052-832-5378
	名古屋掖済会病院	医療相談室	電話 052-652-7711 FAX 052-652-7783
	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	地域医療連携相談室	電話 052-691-7151 FAX 052-691-6053
	大同病院	医療相談室	電話 052-611-6261 FAX 052-611-8627
弥富市	海南病院	総合相談センター	電話 0567-65-2511 FAX 0567-65-5523
瀬戸市	公立陶生病院	医療ソーシャルワーク室	電話 0561-82-5101 FAX 0561-82-6166
一宮市	一宮市立市民病院	地域医療連携室 医療福祉相談室	電話 0586-71-1911 FAX 0586-71-8540
江南市	江南厚生病院	医療福祉相談室	電話 0587-51-3333 FAX 0587-51-3317
豊田市	トヨタ記念病院	医療社会福祉グループ	電話 0565-24-7169 FAX 0565-24-7178
刈谷市	刈谷豊田総合病院	医療福祉相談室	電話 0566-25-2810 FAX 0566-25-7133
安城市	安城更生病院	医療福祉相談課	電話 0566-75-2111 FAX 0566-76-4335
岡崎市	岡崎市民病院	地域医療連携室 医療福祉相談班	電話 0564-66-7225 FAX 0564-25-6720
豊橋市	豊橋市民病院	患者総合支援センター	電話 0532-33-6111 FAX 0532-33-6230

愛知県児童虐待防止
医療ネットワーク
事務局連絡先

あいち小児保健医療総合センター 医療相談室

〒474-8710 愛知県大府市森岡町七丁目426番地

電話:0562-43-0500 FAX:0562-43-0504

メール:maw@mx.achmc.pref.aichi.jp